

- 他会派の行った代表質問と答弁の概要をご紹介します。

## **熊谷哲（民主・府連、京都市右京区）2002、10、1**

### **情報通信基盤整備について**

**【熊谷】** 市町村域を越えた通信手段の確保に苦慮している市町村がある。本府が高速の情報通信幹線を府域に整備するなら、幹線の開放等で積極的に支援すべき。

今回の補正で教育系ネットワークの整備が提案されたが、府が画期的な高速・大容量のネットワークを整備するなら、本府の大学や学研都市、知的クラスター指定地域の研究機関等と連携し、子ども達に高度な知的刺激を与えるネットワーク上での機会を検討すべき

知事は6月議会で、府域の情報通信環境の整備をデジタル疎水ネットワークへの進展も視野に入れながら調整を進めると答弁したが今後どう取り組むのか。

**【知事】** 来年度からの高校の情報教科が新設されるので、その対応を第一に、府域の情報通信基盤を整備する。市町村域を越えた府内全域高速大容量通信網については、今回の整備を踏まえ、市町村と連携し、全国的総合ネットワークやインターネットへの接続など高度情報化社会を見据えたネットワーク基盤として活用できるものにしていくべき。

府域の情報環境整備は今後、市町村、民間事業者との連携で、全域のブロードバンド環境を整備し、情報化による魅力的地域作りの基盤としたい。

### **外郭団体改革について**

**【熊谷】** 財政健全化指針に基づく、外郭団体の組織の簡素・効率化の推進、事務事業の見直しや団体運営の効率化等を進める事業運営の見直し、人事・給与制度の見直しの成果を聞く。

外郭団体に多額の財政支出等を行っているが、府の一層の負担拡大が懸念される一方、府民の視点に立った評価・検証が必ずしも十分でない。① 府が25%以上出資する44団体への財政支出の状況。② これらの団体の公的サービスは、府民にとって効率的・効果的なサービスか。

ゼロベースの徹底した見直しと健全な経営体制確立が必要だが、外郭団体の見直しは、新たな「外郭団体改革計画」を策定し進めていくべきではないか。

民間に委ねることを基本に、外郭団体の「必要性の検証」、「経営マネジメントの健全性の検証」、「透明性の検証」等の方向付けを行うべきではないか。

従来、府が直接行うものと外郭団体等が受け皿となって行うものの、概ね2つの手法で取り組んできたことを、今後は民間部門への役割転換、NPO等の市民活動を活用した府政へと転換していく必要がある。現在、本府における府民参画を如何に進めるかとの視点から、策定をすすめている「府民参画行動指針」の基本的な考え方、検討・進捗状況はどうか。

**【知事】** 新しい行政推進大綱での統廃合14につづき、あらたに6団体の統廃合を行うと共に、府に準じ業務の見直しなどを行い、着実に成果を上げている。

府が25%以上出資する外郭団体へは約85億円の支出。社会情勢の急激な変化や市町村、民間の役割の増大により、団体としての必要性の低下や経営のあり方に見直しが必要なものが生じており、更に「民間でできることは民間で行う」の理念のもとで、再度、存

廃も含めあり方を検討し、存続の場合も民間的経営姿勢の取り入れ、経営責任の明確と技術的経営の確立、その担保としての情報公開を推進するため、見直し指針を今年度中に策定する。

## 市民活動支援について

**【熊谷】** 市民活動促進条例の制定、NPO支援センターの設立、税制支援の枠組みづくりを京都府は実施していない。昨年「社会貢献活動の促進に関する基本方針」を策定したが、条例という法形式をとることが強く望まれるがどう考えるか。

全国の自治体で「NPO基金」の設置が進められているが、こうした基金の創設について、どのように考えるか。

**【知事】** 取り組みの基準となる指針の策定のため、外部有識者による意見も聞きアクションプランの一環として検討してきた。現在中間取りまとめ中で、議会、府民の声を聞き、来年度に向け具体的取り組みを進め、今年度中に最終案を取りまとめる。

その際には、社会貢献活動促進条例の基本的考えとも整合性を取りながら、府民参画の実効が上がるようにしたい。

地方自治の確立は自助自立の精神の下、主体的に地域を確立することが基本であり、そのために民間企業やNPOなど自立した府民主体による活動と行政の共同連携が重要。NPOの活動促進する環境整備のためには条例制定が必要。現在NPOの意見を聞いている。支援基金については、まず条例制定を進める中で検討し府民の幅ひろい意見を聞きたい。

## 介護保険について

**【熊谷】** 介護保険の導入2年。全体的なサービス利用量の増加等の効果が見られる一方、介護現場の労働条件の悪さ等、問題点が明らかになっている。

介護保険の見直しに当たっては、質の向上へのインセンティブを組み入れ、サービスの評価等をしっかり行い、質の向上のために努力した業者が報われる制度とすることが重要だ。

府では、8月に「介護サービス評価検討委員会」を発足したが、評価主体やその対象、評価基準や結果公表に対する本府の基本的な考え方、今後の進め方はどうか。

介護事業者の指定・監督は府だが、介護事業者を巡るトラブルやこうした事態への迅速な利用者への対応等を考慮すれば、市町村が介護サービスの質により責任を持つべき。介護サービスの評価、監査、立入調査等の権能の強化や、介護困難者へのサービスの提供、ケア・カンファレンス実施体制の構築等、自治的な機能の確立を図るべきと考えるが、市町村の権能の強化と、その具体的な内容について、どのように考えているのか。

身分の不安定な非常勤のいわゆる「登録ヘルパー」が増加している中、介護労働者への社会保険の適用等、労働条件を安定させるために、事業者指定の資格要件に労働安全衛生等の労働関係条項を組み入れる等の改善を求める。こうした現実には生じている問題に対し、具体的な解決を図っていく必要があると考えるかどうか。

**【知事】** 事業者の評価には多くの情報を正確に伝えることが重要であるとの観点から検討しているが多角的な検討が必要であり、8月に「京都府介護サービス評価検討委員会」を設置した。今年度は居宅系サービスを対象にガイドラインを創りモデル事業にも着手する。緊急性の高い痴呆性高齢者グループホームについて、選考して評価を実施する。これらを通じ、介護保険サービス全体にわたる第三者評価の仕組みを構築する。

市町村による事業者への立ち入り調査権限が必要であり、国に提案したい。

労働条件の改善は、介護サービス提供のために必要であり、介護サービス評価の取り組み

の中で、労働条件の改善に資する評価項目を設定したい。

### 学校を巡る問題について

**【熊谷】** 学校教育法施行令の一部改正の内容を見ると、障害の種別や程度によって分離した場で教育を行うという従来のスタンスに何ら変更がない上、就学基準についても「認定就学者」という新たな制度は作られたものの、特別な条件が課せられることにより、障害者の社会生活そのものが「特別な事情」によるとの誤った理解を助長することになりかねないと思うが、今回の改正についてどのように考えているのか。

就学指導委員会の役割は、他の子ども達と有意義な学校生活を送る上で、どのような支援が必要かを具体的に本人及び保護者とともに検討することであるとされており、この機会に、① 本人及び保護者の意見を尊重する前提での協議、② かかりつけ医師等日常的に接している者からの意見聴取、の2点を施行令への上乗せ措置として運用すべきと考えるかどうか。

今回の政令改正では、ハード面の整備や特別な教育的支援の内容等、就学機会の充実を図るための国・自治体の努力義務が明記されていないが、必要なハード面の整備や教員の加配措置はもとより、保護者以外の介助支援を拒んできた学校現場の閉鎖的な体質の改善、集団学習における可能な限りの教育的配慮等が図られるよう、適切な条件整備が図られることを希望し、本府としての具体的な取組強化を求めるが、どのように考えているのか。

**【教育長】** 法の改正は障害のある児童・生徒のニーズに応じた教育がより適切にできるよう、就学基準の見直しや、就学手続きの弾力化が図られたもの。

市町村の就学指導は、教育学的、医学的観点からの意見や、保護者の意向を踏まえ、総合的に判断するよう指導してきたが、今後も障害のある児童・生徒の将来を見据えた就学指導が一層充実するようにしたい。

今後も養護学校の充実や市町村教委と協力した障害児学級の設置など、必要な条件整備に努める。

**【熊谷】** 小中学校における不登校児童・生徒が増加する中、学校での囲い込みによる教育のみでは、既に支えきれない児童・生徒の現実があると認識しており、魅力ある学校づくりと一人ひとりの子ども連を見つめ、支え合う教育の実践は最重要課題であるものの、学校ではない学びの場・社会教育の場の創造やそうした努力を重ねている市民活動や保護者に対する支援も不可欠ではないかと感じるが、次の諸点について、所見を伺いたい。

不登校児童・生徒に対する一家庭訪問、面接、相談が確実に行われていれば、彼らが学校時間にどのような生活を送っているのか詳細に把握できるとともに、それに基づき個々に対応できると考えるが、不登校児童・生徒に対する出席扱い及び卒業認定の実態はどうか。また、そのうち、フリースクールやホームスクーリング、保護者の会の自主的な取組み等、学校以外の場で学ぶ機会を得ているものについてどれだけ把握しているのか。

府教育委員会としての出席・卒業認定に係るガイドラインの策定等は、最低限必要な措置と考えるかどうか。

**【教育長】** 平成13年度の不登校の児童・生徒は2855名。60%が公的適応指導教室や相談機関に通ったり、学校でスクールカウンセラーなどの相談を受けている。民間施設通所は4%。他は主に自宅中心の生活。教師が家庭訪問によって学習や登校に向けた指導を行っている。

出席扱い、卒業については校長権限だが、文部科学省の通知に基づき、特に不登校児童生徒の出席扱いについては、学校や市町村教委で適切に運営されている。

今後もスクールカウンセラーなど教育相談機能の充実と市町村教委との連携を一層つとめ、不登校児童・生徒の解消に努める。

**【熊谷】** フリースクールやホームスクーリング等の現場や保護者の中には、学校との連携や進学・就職等の悩み、運営・指導の相談を求める声も強いものがあり、「今を生きる」子ども達の心と将来を思えば、待ったなしの状況であると考え。心のケアや学習指導へのフォローアップ、財政的支援や運営・経営指導など、本府に期待されるものは決して少なくないが、府としてどのように捉え、対応していくのか。

**【知事】** フリースクールは、学校復帰に対する考え方や、施設活動は多用であると共に、教育が国の責任として法令により厳密に規定されており、どう位置づけるか検討課題は多い。府教委と連携し不登校児童生徒の学校復帰にむけた事業を支えるとともに、フリースクールについてどう連携、協力できるか、府教委、市町村、国などと検討して行きたい。